

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成22年12月3日（金）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 出席委員

上野桂子，下郡恵美子，鈴木宗巖，中谷雄二郎，宮成君子，横山真通（五十音順，敬称略）

4 議事内容

(1) 新委員自己紹介（中谷委員）

(2) 「裁判所の手続を利用しやすくするための工夫」について

ア 最高裁判所作成のリーフレットの活用状況等についての報告

イ 「大分独自の簡易裁判所の手続案内のリーフレット（案）」についての意見交換（■：委員長，○：委員，●：裁判所）

(ア) 「県内簡易裁判所所在地一覧」のページについて

○ 地図の色をもう少し明るい色にできないか。

● 地図上の文字が見えにくくなるので，淡い色にした。

○ 明るい色にして，かつ，地図上の文字がよく見えるようにすればよい。

○ 裁判所の所在地を示す地図上の凡例について，4種類の記号で表示されているが，このリーフレットは簡易裁判所に関するものなので，簡易裁判所を表す「○」で統一してはどうか。

○ 説明文に地方裁判所や家庭裁判所に関する記載はないので，簡易裁判所を表す「○」で統一したほうがよい。

(イ) 「簡易裁判所で解決を図る方法があります。」のページについて

○ 「主に利用される裁判手続」との記載があるが，調停は非訟手続であるから，「裁判」との文字は削除したほうがよい。

● 分かりにくい表現はないか。例えば，「主に利用される手続」という表現よりも，「多く利用される手続」という表現の方がよいか。

○ 「多く利用される」と断言できないだろうから，「主に利用される手

続」という表現でよい。

- 簡易裁判所で扱う主な事案を具体的に記載すると、より分かりやすいのではないか。
 - このリーフレットは、これを一つの手がかりにして、裁判所に相談に来ていただきたいという趣旨で作成した。このリーフレットに多くの情報を記載すると、かえって分かりづらいものになるのではないかと考えている。
 - 交通事故の「物的損害」という表現は、一般の人には分かりにくい。「物的損害 例：修理代」というように具体例を記載してはどうか。
 - 交通事故は、物的損害に限らず、軽いけが程度の場合の人的損害であれば、簡易裁判所の手続を利用する場合もあるのではないか。
 - 交通事故の事案の場合、主に利用される手続として、調停と訴訟を記載しているが、訴訟には通常訴訟だけでなく、少額訴訟もある。人的損害の場合、少額訴訟になじむのかという問題があり、物的損害のみを記載した。
 - リーフレットに「物的損害」と記載すると、人的損害の場合には簡易裁判所では手続ができないというイメージを与えかねない。
 - 「物的損害」についても、例示であることを明記すればよい。
- (ウ) 「手続の特徴」のページについて
- 調停，訴訟，支払督促の説明欄の背景の色が、「簡易裁判所の手続に要する費用」のページの調停，訴訟，支払督促の色と違うのはどうか。
 - 説明文で赤字を使用しているので、説明欄の背景の色を説明文の赤字が目立つような色にした。
 - 調停の説明文に「相手が、裁判所の調停の場に出てきてくれるという状況がある場合」という表現があるが、「出てきてくれる場合」の方がよい。
 - 訴訟の説明文の「簡易裁判所では、（中略）140万円以下の事件を取り扱います。」の次に、140万円を超える事件は、地方裁判所で取

り扱う旨を記載した方がよい。

(エ) 「簡易裁判所の手続に要する費用」のページについて

- 調停，訴訟及び支払督促の申立手数料（収入印紙）の欄と郵便切手の欄の色が統一されており，分かりやすい。
- 郵便切手の欄は，切手の合計金額だけではなく，内訳も記載されており，分かりやすい。
- 裁判所の手続を利用する場合に必要な費用が分かるので，利用者にとっては非常によいと思う。
- 以上の意見を踏まえて，大分独自の簡易裁判所の手続案内のリーフレットを完成していただきたい。
- 承知した。

(オ) リーフレットの配布先について

- 大分独自の簡易裁判所の手続案内のリーフレットが完成したら，どのような所に配布したらよいか。
- 大学に配布したらよいと思う。講義の資料としてリーフレットを利用できるだろうし，また，敷金や消費生活に関する問題を抱える学生がいれば，参考資料になると思う。
- 地方では，困ったことがあれば，市役所や警察署に相談に行く人が多いので，市役所や警察署に配布したらよいと思う。
- JRの駅にリーフレットを置いてもらったらよいと思う。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成23年3月9日（水）午後3時から

(2) テーマ

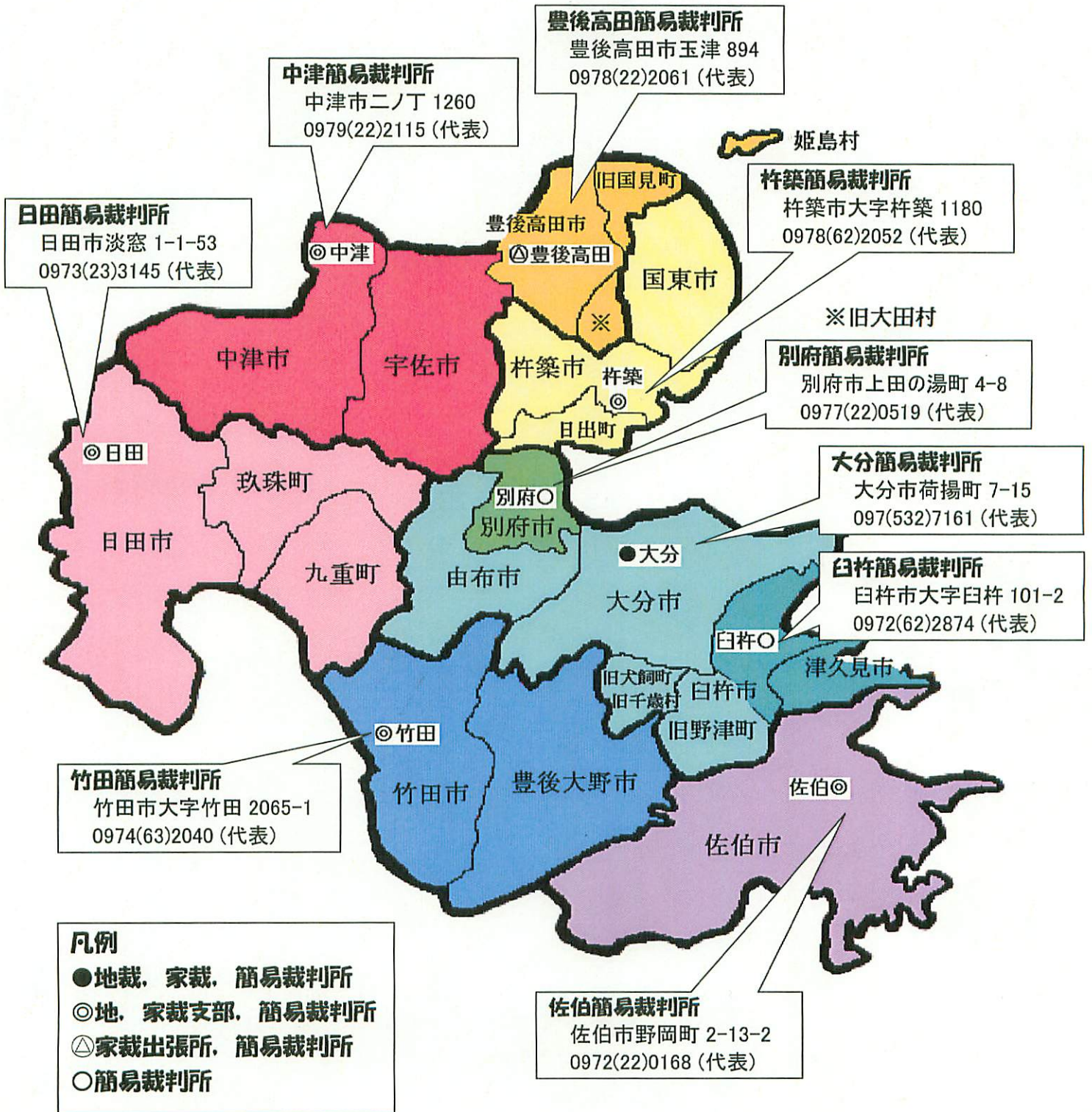
「労働審判」について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室

簡易裁判所をご利用ください

県内簡易裁判所所在地一覧



お問い合わせはお近くの簡易裁判所へ

簡易裁判所で解決を図る方法があります。

多くの債務（借金）を抱えて返済が困難となっているが、貸主と話し合いをして解決を図りたい方

※ 主に利用される裁判手続

- 調停ちょうてい

建物、部屋の明渡しのことでお困りの方

土地、建物の登記のことでお困りの方

※ 主に利用される裁判手続

- 調停ちょうてい
- 訴訟そしょう

交通事故（物的損害）のことでお困りの方

※ 主に利用される裁判手続

- 調停ちょうてい
- 訴訟そしょう しょうがくそしょう（少額訴訟）

貸したお金のことでお困りの方

未払給料のことでお困りの方

売買代金のことでお困りの方

請負代金、修理代金のことでお困りの方

家賃、地代の不払いのことでお困りの方

敷金返還のことでお困りの方

※ 主に利用される裁判手続

- 調停ちょうてい
- 訴訟そしょう しょうがくそしょう（少額訴訟）
- 支払督促しはらいとくそく

※ それぞれの手続の特徴は右に記載しています。

手続の特徴

それぞれの手続の特徴に応じて選ぶことができます。

ちようてい 調停

調停委員会（裁判官と民間の方から選ばれた調停委員）が間に入って、話し合いで解決を図る手続です。

相手が、裁判所の調停の場に出てきてくれるという状況がある場合に向いている手続で、原則として、相手方の住所地の簡易裁判所で行います。

（「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」もご覧ください。）

そしょう 訴訟

法廷を開いて、審理を行い、判決によって解決を図る手続です。

お互いの言い分が食い違っていて、話し合いによって解決することが難しいという場合に多く使われる手続です。

簡易裁判所では、紛争の対象となっている金額が140万円以下の事件を取り扱います。

（「ご存じですか？簡易裁判所の民事訴訟」もご覧ください。）

しょうがくそしょう 【少額訴訟】

訴訟手続の一つですが、法廷を開くのは原則1回だけで、60万円までのお金の支払いを求める場合に限り利用することができる手続です。（ただし、通常の訴訟手続に移行することもあります。）

（「ご存じですか？簡易裁判所の少額訴訟」もご覧ください。）

しはらいとくそく 支払督促

法廷などを開かずに、書類審査だけで行い、最終的に判決と同じ効力を持つ書面を手に入れることができる手続です。

相手が、あなたからの請求額等を全部認めている場合に向いている手続で、相手方の住所地の簡易裁判所で行います。

（「ご存じですか？簡易裁判所の支払督促」もご覧ください。）

※お問い合わせは、お近くの簡易裁判所へ

簡易裁判所の手続に要する費用

1 申立手数料（収入印紙）

請求する金額、土地等 紛争物の価格等	調 停	訴訟(少額訴訟)	支払督促
10万円まで	500円	1000円	500円
20万円まで	1000円	2000円	1000円
30万円まで	1500円	3000円	1500円
40万円まで	2000円	4000円	2000円
50万円まで	2500円	5000円	2500円
60万円まで	3000円	6000円	3000円
70万円まで	3500円	7000円	3500円
80万円まで	4000円	8000円	4000円
90万円まで	4500円	9000円	4500円
100万円まで	5000円	1万円	5000円
120万円まで	5500円	1万1000円	5500円
140万円まで	6000円	1万2000円	6000円

例) 50万円の金銭を請求したい場合の申立手数料
 調停…2500円
 訴訟(少額訴訟)…5000円
 支払督促…2500円

※ 上記の請求金額に対応する金額は、収入印紙で納めていただく手数料です。

2 郵便切手

(上記手数料以外に、各手続に応じて、以下のとおり期日の呼出し等に必要な郵便切手が必要です。)

手 続 名	郵 便 切 手		備 考	
	合 計	内 訳		
調 停	民事調停	400円	80円×4枚 10円×8枚	当事者が増えると 加算することがある。
	特定調停	320円	相手方1名につき 80円×3枚 10円×10枚	
訴 訟	通常訴訟	5800円	500円×10枚 100円×5枚 20円×12枚 10円×6枚	当事者が1名増えるごとに 2100円分を追加 (内訳) 500円×4枚 20円×4枚 10円×2枚
	少額訴訟			
支 払 督 促	支払督促 ↓ 仮執行宣言申立	1130円	1000円×1枚 80円×1枚 50円×1枚 官製ハガキ×1枚	当事者が1名増えるごとに 1050円分を追加 (内訳) 1000円×1枚 50円×1枚 官製ハガキ×1枚
		2100円	1000円×2枚 50円×2枚 官製ハガキ×1枚	当事者が1名増えるごとに 1050円分を追加 (内訳) 1000円×1枚 50円×1枚 官製ハガキ×1枚

※ 上記郵便切手の額は、あくまでも目安ですので、お近くの簡易裁判所へお問い合わせください。